

資料 1

平成 30 年 9 月 27 日
戦 略 企 画 部
総 務 部

平成 31 年度
三重県経営方針(案)

平成 30 年 10 月
三 重 県

目 次

1	平成 31 年度の三重県経営に向けて	1
2	注力する取組方向	2
	(1) 災害に強い地域社会をつくるために	2
	(2) 誰もが安心して暮らし続けられるために	3
	(3) 若者の県内定着につなげるために	6
	(4) 強みを生かし国内外から選ばれ続けるために	9
	(5) スポーツを通じて元気な地域社会をつくるために	12
3	行政運営	14

三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となる Plan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むこととし、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置付けた取組の中から、毎年度特に重点化する内容を選定して取り組んでいくこととしています。人口減少以外の課題についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、重点化を図っていくこととしています。

1 平成 31 年度の三重県経営に向けて

平成 31 年度は、「平成」という元号が改められる節目にあたります。

「平成」の時代を振り返ると、私たちを取り巻く社会経済情勢は、人口増を前提とした右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、人口減少や超高齢化の進展に伴う市場の縮減などにより、従来の社会モデルが通用しない時代に入っています。また、「平成」は災害の時代ともいわれるように、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の豪雨災害や地震等、「想定外」「数十年に一度」の大規模自然災害が頻発しており、私たちの命や暮らしの安全・安心が脅かされています。さらに、この間、パソコンやスマートフォンに象徴される情報技術が進歩し、社会経済システムにイノベーションをもたらし、生活のあり方を大きく変えています。

三重県でも平成 19 年をピークに総人口が減少に転じ、紀伊半島大水害等県内に甚大な被害を及ぼす自然災害が発生しました。県内経済は、リーマンショックの影響を受けるなど厳しい時期もありましたが、それを乗り越え、平成 28 年度の県内総生産（実質）は過去最高を記録しています。また、伊勢志摩サミットを通じて、先人が時代を超えて育んできた「自然と人との共生」や「伝統文化の継承」、「多様性への寛容」などの精神性や価値について、県民の皆さんとともに、あらためて認識することができました。

こうした中で、新しい時代の始まりに際し、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんが夢や希望をもち、明るく前向きに挑戦、活躍しつづけられるよう、次の世代に向けて、三重の未来を紡いでいかなければなりません。

平成 31 年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度となります。これまで 9 割以上の施策がおおむね順調に推移しているものの、進展度が遅れている施策も一部残っており、危機感をもって行財政運営を進めつつ、「幸福実感日本一の三重」の実現に向けて、着実に取組を進めていく必要があります。

平成 31 年度の三重県経営に向けて、「未来への希望を支える安全・安心」の観点から、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組をこれまで以上にしっかりと進めるとともに、未来を切り拓くための取組にも果敢に挑戦していくこととし、次にお示しする 5 つの取組方向に注力していきます。

2 注力する取組方向

(1) 災害に強い地域社会をつくるために

大阪府北部を震源とする地震や平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模自然災害が全国各地で頻発し、三重県においても、平成 30 年の台風第 12 号、第 20 号、第 21 号などによる甚大な被害が頻発しています。また、南海トラフ地震の発生確率が引き上げられました。

平成 31 年度は、伊勢湾台風から 60 年、昭和東南海地震から 75 年の節目を迎え、過去の災害を振り返りつつ、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備えるとともに、新たに明らかになった課題に的確に対応するため、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策を強化していきます。

- ・ 平成 29 年度「防災に関する県民意識調査」結果では、東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震の発生後に高まった危機意識が、その後薄れていることから、大きな災害の発生後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が低下することが懸念されます。
- ・ 県内に大きな爪あとを残した昨年の台風第 21 号、第 22 号に加え、本年発生した大阪府北部を震源とする地震、7 月豪雨、猛暑、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の教訓から、住民の適切な避難行動につながる情報提供の必要性や電気、ガス、水道など住民生活に必要なライフラインの早期復旧など、新たな課題が明らかになりました。
- ・ 頻発・激甚化する水害・土砂災害や地震等からの被害を軽減するため、「三重県防災・減災対策行動計画」及び「三重県広域受援計画」等に基づき、「自助」「共助」「公助」の力を結集するとともに、さまざまな主体と連携し、ソフト、ハードの両面から総合的かつ効果的な対策を加速させていきます。
- ・ 平成 31 年度が伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目を迎えることにあわせて、自治体災害対策全国会議や県民の防災意識の醸成をめざしたシンポジウム等を開催するとともに、県域を越えた防災体制の強化を図る緊急消防援助隊・近畿ブロック合同訓練を実施します。また、住民の適切な避難行動につなげるための市町タイムラインの策定、大規模災害の発生に備えた市町の受援体制の整備を支援します。
- ・ 災害時においても必要な医療が提供できるよう、全ての病院で BCP（業務継続計画）の考え方に基づく災害医療マニュアルが策定されるよう支援します。
- ・ 洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計について、多くの市町からの早期設置要望や 7 月豪雨を踏まえ、スケジュールを前倒し設置しており、平成 31 年度も、市町と調整のうえ設置を進めるとともに、県民への周知を

行います。

- ・ 7月豪雨では、土砂災害警戒区域と土砂災害の発生区域がほぼ一致するなど、あらかじめ危険性を把握する手段としての重要性が再認識されたことから、区域指定に必要な基礎調査を平成31年度に完了するよう取組を進めます。
- ・ 伊勢湾沿岸を対象に高潮浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより高潮ハザードマップの作成を支援します。
- ・ 河道掘削やダム、透過型砂防えん堤等土砂災害防止施設の整備、河口部や沿岸部の堤防耐震対策などを進めるとともに、最近の災害を踏まえ今後国から示される対策等に時期を逸することなく対応していきます。
- ・ 市町と連携した流域防災機能の強化を図る面的な森林整備や、効果的な治山対策を進めるための航空レーザ測量を「みえ森と緑の県民税」を活用して推進します。
- ・ 国が行う防災重点ため池の再設定を踏まえて、指定するため池を見直すとともに、ため池ハザードマップの整備やマップを活用した防災訓練の促進、人的被害軽減に向けた、ため池や排水機場等の効果的な整備を加速させます。

(2) 誰もが安心して暮らし続けられるために

政策分野の重要度に関する県民意識調査結果によると、「医療」、「介護・高齢者福祉」が上位を占めました。「人生100年時代」を見据え、誰もが生涯にわたっていきいきと活躍できる社会を実現するため、健康寿命の延伸等に向けた健康づくり等の疾病予防対策に取り組むとともに、医療・介護・福祉分野における人材不足や社会保障関係経費の増大などの課題に的確に対応するために、国や市町等と連携し、県民の皆さんのニーズに対応した質の高いサービスの充実に取り組んでいきます。

また、家庭の経済状況により貧困の中で希望が持てない子ども、虐待やいじめにより苦しんでいる子どもを含め、全ての子どもたちが夢や希望をもって健やかに育つことができるよう、さまざまな主体と連携し、社会全体で支援していくための取組を進めていきます。

さらに、平成30年に制定された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、互いに支え合い、社会全体で障がい者の自立と社会参加につなげられるよう、障がい者の差別解消に向けた取組を進めていきます。

加えて、犯罪被害者等を支える地域社会づくりに向けて、新たに制定する「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」に基づく取組を進めます。

- ・ 健康寿命の延伸や生活習慣病の発生予防・重症化対策に向けて、「健康経営」の視点から、企業、関係機関・団体、市町と連携し、「三重県とわか県民健康会議（仮称）」を設置するなど、健康づくりの取組を推進します。
- ・ 医療と介護の連携については、「第7次三重県医療計画」及び「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を一体的に推進し、引き続き、医療機能の分化・連携や、地域における在宅医療体制の構築、医療・介護分野の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築などを進めます。
- ・ 医師、看護職員の確保に向けて、引き続き、若手医師のキャリア形成の支援や看護職の求職者への就業斡旋、再就業に向けた支援などを行うとともに、医療従事者の勤務環境改善などに取り組みます。また、県内高校生を対象に、地域医療を学ぶ機会を提供し、次世代の医療人材の育成に取り組みます。
- ・ 県立一志病院については、「津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会」の報告書の内容を踏まえ、三重大学とも連携しつつ、引き続き、総合診療医の育成拠点施設として活用し、地域医療を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 介護従事者の確保に向けて、引き続き、県福祉人材センターによるマッチング支援や介護職場の魅力発信などを進めるとともに、資質向上や労働環境の改善などに取り組みます。また、未経験者が新規参入しやすい環境の構築を図るため、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりに取り組めます。
- ・ 認知症対策については、「パール宣言」に基づく様々な取組の進捗を踏まえ三重県の現状や課題を把握するとともに、認知症の早期発見・早期受診のための体制整備、地域における相談・支援体制の充実に取り組みます。また、全国の中でも先駆けて実施している若年性認知症事業の充実を図るため、「全国若年性認知症フォーラム」の開催等啓発の強化に取り組みます。
- ・ 「三重県家庭的養護推進計画」を発展させ、新たに「家庭養育優先の原則」を踏まえた「三重県社会的養育推進計画（仮称）」を策定し、全国平均を大きく上回るペースで実績を上げてきた里親等への委託のさらなる進展をめざすとともに、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の一層の充実を図るなど、子どもの最善の利益の実現をめざす取組を進めます。
- ・ 県内における児童虐待相談件数が、平成29年度に1,670件と過去最多を更新し、児童虐待が依然として深刻な状況にあります。これに対応するため、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、平成31年4月に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置します。また、「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」等に基づき、引き続き、市町や警察等関係機関相互の連携を強化するほか、児童の安全にフォーカスしたより適切な一時保護の実施に向け、研究機関と連携してAI技術を導入したリスクアセスメントの可能性を検証するなど、児童相談体制の一層の充実

に取り組めます。

- ・ 「三重県いじめ防止条例」の基本理念を踏まえ、安全・安心に生活を送ることができるよう、子どもたちからの相談に対する支援体制のさらなる充実等を図るとともに、県内の事業者等と連携し、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組めます。
- ・ 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」については、平成31年度が最終年度にあたるため、目標達成に向けて着実に取組を進めるとともに、これまでの取組の成果や課題、策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の改訂を行います。また、平成29年度に実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」結果を踏まえ、引き続き、出逢い支援や男性の育児参画の推進などに効果的に取り組むとともに、さまざまなステークホルダーと連携し、少子化対策を進めるための気運醸成に取り組めます。
- ・ 平成30年度に実施した「潜在保育士就労等意識調査」により、働きやすい職場環境づくりや再就職時に求められる情報等の課題が明らかになったことから、待機児童の解消に向けて、関係機関と連携し、潜在保育士や新たに保育士をめざす方への就労促進や保育士の処遇改善、早期離職の防止を図るための取組を進めます。
- ・ 発達障がい児への支援については、県立子ども心身発達医療センターが拠点としての役割を果たすため、さらなる専門医の確保に努めるとともに、地域における専門人材の育成支援の強化に取り組めます。
- ・ 平成30年度に制定された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がいの有無により分け隔てられることのない社会を実現するため、相談や紛争の解決を図るための体制整備など、障がい者差別の解消に向けた取組を進めます。
- ・ 平成30年度に策定する「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及に取り組むとともに、県有施設等におけるユニバーサルデザインに配慮された整備を推進するなど、おもいやりの行動でつながる三重づくりを進めます。
- ・ ステップアップカフェ「C o t t i 菜」や「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」を活用した障がい者の雇用促進・定着を進めるとともに、「障がい者の働きやすい職場づくり」を促進するため、障がい者の適性に応じた仕事の切り出しや受入体制の整備にモデル的に取り組めます。
- ・ 障がい者が地域の担い手として活躍し、輝くことができるよう、新たに障がい者の農業等への就労や就職をマッチングする地域単位の支援組織づくりに取り組めます。
- ・ 犯罪被害者等への支援の拠りどころとなるよう、めざすべき理念の実現に向け、さまざまな主体の役割を明確にした「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」を平成30年度中に新たに策定します。相談及び情報提供の充実、二次

被害の防止、都道府県では初となる支援制度の導入といった経済的負担の軽減、地域社会における理解の促進など、犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的かつ計画的に進めます。

- ・ 交通事故死者数の減少に向けて、交通事故死者数の約半数を占める交通弱者（歩行者・自転車）の安全確保対策に取り組みます。
- ・ 三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を動物愛護管理の拠点とし、様々な手法を活用して殺処分ゼロをめざすとともに、県民の皆さんや関係団体等と連携し、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて取り組みます。

（3）若者の県内定着につなげるために

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、社会減対策としては人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでいますが、転出超過数が3年続けて3,500人を超え、特に15歳から29歳までの若者が全体の約8割を占めています。地域を持続的に発展させ、次代に向けて継承していくためには、行動力が高く、柔軟な発想でチャレンジ精神が旺盛な若者の役割が重要です。そのため、平成30年度に庁内に設置した「若者県内定着緊急対策会議」も活用し、これまで以上に部局を超えた連携を深め、取組の相乗効果を発揮し、若者の県内定着に向けた取組を加速させていきます。

平成31年度は、若者の県内定着につなげるため、地域で活躍でき可能性がひろがる「働く場づくり」、一人ひとりが輝き地域から求められる「ひとつづくり」、さまざまな「ひと」の想いをつなぎ三重に呼び込む「きっかけづくり」の3つの観点から、強力に取組を進めていきます。

（働く場づくり）

- ・ 平成30年8月に、関係機関とともに発表した「南紀みかん産地拡大宣言」、「みえの真珠振興宣言」、「伊勢茶輸出プロジェクト輸出拡大宣言」等を踏まえ、輸出拡大をめざす柑橘や真珠、リーディングプロジェクト2年目となる伊勢茶や伊賀米の産地において、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けて、ICT等の活用によるスマート化を促進し、生産技術の見える化や作業の自動化・効率化を進めます。
- ・ 新規就業者等の初期投資の負担を軽減し、無理なく経営を軌道に乗せるため、廃業した、あるいは廃業しようとしている農業者・漁業者の施設や設備をそのまま利用する「居ぬき」の物件をあっせんする体制づくりに取り組みます。
- ・ 若者や子育て世代から選ばれるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に

向けて、企業における働き方改革を推進し、若者や子育て世代が安心して働き続けられる職場環境の整備などのほか、地域が求める産業人材の育成、都市部からの人材還流をパッケージ化して取り組みます。

- ・ 観光を稼げる産業とするため、リピーターや三重県ファンの増加に向け、デジタルツールを活用した観光マーケティング活動につながる仕組みを確立し、より戦略的な観光コンテンツの開発やサービスの提供につなげるよう取り組みます。また、キャッシュレスなど受入環境の充実に向けて支援します。
さらに、東紀州地域において、欧米豪のインバウンドを主なターゲットに、戦略的な観光プロモーション活動に取り組みます。

(ひとつづくり)

- ・ 農業をビジネスとして展開できる雇用力のある経営者や多様な経営感覚を持った林業人材を育成するため、引き続き「みえ農業版MBA養成塾」を運営するとともに、新たに「みえ森林・林業アカデミー」を本格開講します。
- ・ 不本意非正規社員の割合が依然として高い状況にある中、やる気のある若者に対して、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップができるよう、能力開発の機会を確保する取組を進めます。
- ・ 女性の有業率が上昇し、いわゆるM字カーブが緩やかになりつつある中、女性が再就職や復職後もいきいきと働けるよう、女性のニーズに合わせた就職支援に取り組みます。また、国連機関「UN Women」が展開する「HeForShe（女性の地位向上に男性の参加・協力を呼びかける運動）」に賛同するとともに、女性の管理職比率の上昇をめざし、管理職や経営者等のリーダー層として将来の三重県を担う若手女性人材を育成する取組などを進めます。
- ・ 外国人留学生の総数は増えているものの、県内企業での採用が進んでいないことから、企業側の受入態勢の整備促進や外国人留学生の就職スキルの向上、外国人留学生と県内企業とのマッチングなどに取り組みます。また、外国につながる子どもが著しく増加する中で、若年層の外国人住民を取り巻く課題を明らかにするための調査を実施します。
- ・ 航空宇宙産業の人材を育成するため、技術等の習得支援や高校生の製造現場見学会等を行うとともに、食関連産業を担う人材を育成するため、産学官によるコンソーシアムを設置し、継続的に人材育成が行われるための仕組みの構築に取り組みます。
- ・ 地域の高校で「地域課題解決型」の新しいキャリア教育モデルを構築し、生徒が地域課題や地域の特色ある産業を通じて地域住民や職業人と関わりながら年間を通じて実践活動に取り組み、これからの社会の変化に対応できる能力や行動特性を伸ばし、「生きる力」を育みます。
- ・ ふるさとの豊かな自然、歴史、文化等がSDGs（持続可能な開発目標）の考え方をもとに次世代に継承されるよう、県内の子どもたちが、地域の文

化等について理解を深め、体験し、発信することで、郷土への愛着心・誇りを育み、地域の担い手となる「ひと」づくりを進めます。

- ・ より多くの若者の県内での学びの選択肢が増えるように、魅力の一層の向上や大学進学者収容力の向上など県内高等教育機関の振興策等について、中長期的な視点から関係者とともに検討を進めていきます。
- ・ 平成30年度の全国学力・学習状況調査の厳しい結果を受けて、子どもたちの学力向上に向け、市町教育委員会と一層の連携を図り、学校の状況に応じた支援、教員の指導力向上、家庭・地域との連携による子どもたちの生活習慣・学習習慣の確立等の取組を進めます。また、幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、「三重県保幼小の接続のための手引き」のさらなる活用を進めるなど、効果的な指導方法の普及を図ることで、就学前教育の質の向上に取り組めます。

(きっかけづくり)

- ・ 一人でも多くの人に三重県を選んでいただけるよう、「ええとこやんか三重移住相談センター」を中心に、引き続き、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、市町や関係団体、企業等さまざまな主体と連携・協力し、仕事を通じた自己実現を重視する若者と地域の想いをつなぐ機会の創出に取り組めます。
- ・ 後継者を求める県内の個人事業者と「起業」「継業」に関心のある移住希望の若者のマッチング支援に取り組めます。
- ・ 県内中小企業と若者のニーズのミスマッチを解消するため、県外大学へ進学した学生を対象に、インターンシップの推進により、県内への就職支援の取組を強化するほか、保護者への働きかけや地元企業への支援を一体的に展開することにより、U・Iターン就職を加速します。
- ・ 国内外の若者に向けて、三重でしか味わえない本物の自然体験に「食べる」「泊まる」といった魅力を組み合わせた、より滞在時間の長い交流の機会を積極的に提供する取組を進めます。
- ・ 若者の三重に対する魅力アップにつなげるため、誰もが自分らしく参画・活躍できる社会の実現をめざす「ダイバーシティみえ推進方針」の浸透を図る取組を進めます。併せて、LGBT等多様な性に関する社会の理解促進などに取り組めます。
- ・ 首都圏や関西圏、中京圏等の都市部の若者に向けて、三重の魅力や暮らしを伝える戦略的な情報発信に取り組めます。

(4) 強みを生かし国内外から選ばれ続けるために

県内経済は、実質県内総生産が過去最高を記録するなど引き続き好調である反面、有効求人倍率が高水準で推移するなど、深刻な人手不足が続いており、県内企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、国においては、AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0¹」の実現を進めることとしています。

こうした中で、概ね10年先を見据え、新しい産業政策の方向性を示す「みえ産業振興ビジョン（仮称）」に基づき、知恵や知識、技術を「KUMIN AOSHI（組み合わせ・繋ぎ直し）」、共感と協創による新しい三重の産業創出に取り組んでいきます。働く場や投資先として、三重県が国内外から選ばれるため、強みである「ものづくり産業」のスマート化の促進、自動車やエレクトロニクス産業等の基幹産業のさらなる競争力の強化、食関連や航空宇宙産業をはじめとする成長産業の育成、さらには、地域の雇用や経済、社会を支える基盤である中小企業・小規模企業の振興などに取り組めます。

また、三重県が誇る県産食材や豊富な森林・水産資源など、多様な魅力を生かした農林水産業の競争力強化や成長産業化を進めます。

平成31年度は、熊野古道世界遺産登録15周年を迎えます。引き続き、伊勢志摩サミットの成果である知名度の向上を持続させ、今後も国内外の皆さんの三重県への関心をより一層高められるよう、営業力の強化に取り組めます。

地域経済の活性化や交流人口の増加などにつなげるため、三重県と大都市を結ぶ高速交通ネットワークの整備などに取り組んでいきます。

- ・ 三重の強みである「ものづくり産業」のスマート化を促進し、さらなる付加価値を創出し、持続的な発展につなげるため、航空宇宙関連産業、ヘルスケア産業等の振興に取り組めます。
- ・ 県産食材や県産品、県内観光資源など、多様な三重の魅力（特性）を意識して新たな付加価値の創出につなげるため、食関連産業の振興、観光の産業化などに取り組めます。
- ・ 東京大学地域未来社会連携研究機構の三重県サテライト拠点を活用し、地域産業の課題解決や県内の企業・高等教育機関等との連携を推進します。
- ・ 人口減少と超高齢社会が顕在化しつつある中、産業政策を通じて地域課題の解決にも貢献していくため、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継などに取り組めます。
- ・ 伊勢志摩サミット関係国や産業連携に関する覚書（MOU）締結国などの

¹ Society5.0とは、「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を持つ」としています。（「第5期科学技術基本計画」2016年1月閣議決定）

行政間ネットワークの強化に努めるとともに、これらのネットワークを基盤として、企業間や、大学・行政機関等が連携した具体的な取組につながるよう取り組めます。こうした取組を進める中で、海外とのネットワークを構築し、海外からの投資を呼び込むため、外資系企業の誘致にもつなげていきます。

- ・ タイ政府と協力してバンコクに設置する「イノベーションセンター(仮称)」において、食品加工分野及びエレクトロニクス分野にかかる人材育成に取り組むことを通じ、県内企業の課題である取引先タイ企業の技術力向上等につなげます。
- ・ 平成31年に大阪で開催されるG20サミットの機会をとらえ、G7伊勢志摩サミット開催地である本県の情報発信等を進めていきます。
- ・ アジアを中心に世界的な日本食ブームが続く中、柑橘や活カキなど、輸出先国・地域のニーズに合った高品質な県産農産物の輸出拡大に向けた取組を進めます。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックをチャンスと捉え、県産食材の大会での使用のみならず、大会後の「世界で選ばれる三重県食材」としての販売拡大につなげるため、平成31年度末の目標である農産物70件、畜産物6農場の国際水準GAP等の認証取得に向けて取組を加速させるとともに、国際水準GAP等の認証取得に向けた支援やケータリング事業者等への戦略的なプロモーションを行います。
- ・ 平成31年度は、「森林環境譲与税(仮称)」の導入や「みえ森と緑の県民税」の2期目の開始など、森林・林業施策の大きな転換点を迎えることから、平成30年度に改訂する「三重の森林づくり基本計画」に基づき、森林・林業のあるべき姿の実現に向けて、関係者が一丸となって、三重の森林づくりの新たなスタートを切ります。
- ・ 水産資源の適切な管理と水産業の成長化の両立に向けて、国の水産政策改革を踏まえ、全国に先駆けた資源管理の実効性を高める仕組みを構築するとともに、競争力ある水産業をめざして「三重県水産業・漁村振興指針」の改訂に取り組めます。
- ・ 観光の産業化に向けて取り組んできた結果、平成29年の観光レクリエーション入込客数が過去最高、観光消費額が過去2番目を記録しました。平成31年度には、10年先となる2030年頃の三重県観光の姿を思い描き、世界の人々から旅の目的地として選ばれるよう、新たな観光振興基本計画の策定に取り組めます。
- ・ 観光事業者やDMO等と連携し、地域資源を生かした体験メニューの磨き上げなど、魅力的な観光地づくりに取り組むとともに、三重の魅力を国内外に発信し、観光消費額の増加につなげます。
- ・ 「Mie, Once in Your Lifetime (一生に一度は訪れたい三重県)」をキャッチ

フレーズに、新たに三重県観光のブランディングに取り組みます。欧米・アジアからの富裕層や増加する個人の外国人旅行者（F I T）の誘客に向けて、特に旅行のトレンドをリードするミレニアル世代において影響力を有するSNSを活用し、「客が客を呼ぶサイクル」を構築するため、インスタグラム「visitmie」等による情報発信を充実するとともに、近隣自治体等と連携したインバウンド誘致を進めます。併せて、地域に大きな経済波及効果を生み出す国際会議等M I C E誘致も進めます。

- ・ 伊勢湾の貿易拠点港として一翼を担う四日市港は、平成29年のコンテナ取扱量が過去最高を記録するとともに、平成30年には初めて外国クルーズ船が入港しました。開港120周年の節目を迎える来年は、物流港としての機能はもとより、本県観光の新たなゲートウェイとして、クルーズ船のさらなる誘致と受入体制の向上に取り組みます。
- ・ 熊野古道世界遺産登録15周年に向けて、市町、関係団体等と連携し、インバウンドも含めた情報発信などにより、国内外から東紀州地域への来訪を促進する取組を進めます。
- ・ 地域経済の生産性向上や地方創生を進める基盤となる広域交通ネットワークの形成に向けて、引き続き、東海環状自動車道の県内区間の延伸、紀伊半島のミッシングリンクの解消など、高規格幹線道路の整備を着実に進めます。
- ・ リニア中央新幹線について、2027年に先行開業する東京・名古屋間事業の情報共有や、東海三県一市への波及効果を高める取組を各縣市と連携して進めます。また、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定、その前提となる環境アセスメントの着手に向けて、関係府県、JR東海等との連携体制のもと強力に進めるとともに、リニア事業への県民の気運醸成を図る啓発活動に取り組みます。
- ・ 平成31年度に予定されている消費税率の引上げについて、前回の税率引き上げ時の経験を踏まえると、地方の消費への影響が大きいことから、国の動向を注視しつつ、的確に対応していきます。

(5) スポーツを通じて元気な地域社会をつくるために

平成 31 年度は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が翌年の夏に、本県での開催が正式決定した三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催がその翌年に迫り、スポーツへの関心や県出身選手の活躍への期待感が高まる絶好の機会となります。

出場選手の皆さんの活躍と県内高校生による最高のおもてなしで成功裏に終わった、インターハイ「2018 彩る感動 東海総体」の成果を、2021 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげていくため、大会開催に向けた準備を進めていきます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、多くの県民の皆さんがさまざまな形で参画していただくことで、スポーツを通じた元気な三重づくりに取り組んでいきます。

- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、引き続き、会場地市町や各競技団体等と緊密に連携し、県民の皆さんとともに、「オール三重」で開催準備に取り組んでいきます。
- ・ 両大会の開・閉会式の式典について、三重県らしさを盛り込んだ内容となるよう専門委員会で検討を進めます。また、競技会場の整備や円滑な運営のため、会場地市町や競技団体と会場利用の設計を進めるとともに、客室確保に向けた取組を進めるほか、安全かつ確実な輸送ができるよう輸送計画の策定に取り組めます。
- ・ さらに、両大会の開催気運を一層高めていくため、引き続き、広報ボランティア等とともに広報を行うほか、とこわか運動（県民運動）の取組が県内全域で行われるよう、市町や競技団体等と連携し、学校や企業などあらゆる主体に幅広く働きかけていきます。
- ・ 三重とこわか国体の開催が2年後に迫る平成 31 年度は、「競技力向上対策基本方針」において位置付けた躍進期を迎えることから、躍進期の目標である男女総合成績 10 位以内を獲得するため、各競技団体の現状に即した効果的な強化対策に着実に取り組み、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。
- ・ 三重とこわか国体において少年種別の選手となる年齢層（ターゲットエイジが、平成 31 年度から順次高校生となることから、このターゲットエイジを中心に、ジュニア・少年選手の育成・強化を図ります。
- ・ 指導者を養成・確保し、三重とこわか国体の後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、チームみえ・コーチアカデミーセンターの取組を充実させていきます。
- ・ トップアスリートが県内に定着できるよう、競技団体と緊密に連携しながら

ら県内企業等の協力を得て、選手の県内受け入れを一層拡大するとともに、県内に定着したアスリートが今後の国民体育大会等の国内外の大会で活躍できるよう、競技環境の整備を進めます。

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催気運を高めるため、市町及び関係機関と連携し、事前キャンプ地誘致に取り組んだ結果、カナダの体操及びアーティスティックスイミングのキャンプ実施が決定するとともに、英国のパラスイミングチームの合宿が本年9月に実施されました。引き続き、誘致活動を行うとともに、東京 2020 大会における最大のイベントであり、県民の皆さんが大会に参加する重要な機会となる聖火リレーの実現に向けた取組を進めます。
- ・ 平成 30 年度に策定する「第 2 次三重県スポーツ推進計画」（仮称）に基づき、三重とこわか国体後も見据えた競技力の維持・向上に取り組むとともに、大規模大会のレガシー（遺産）の継承や、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めます。
- ・ 県内初の J リーグチーム誕生をめざし、三重県サッカー協会が中心となって取り組んでいる「J クラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」の運営に参画します。「オール三重」で応援できる J リーグチームの誕生に向け、官民一体となり、引き続き取り組んでいきます。

※ 重点取組の考え方

平成 31 年度の重点取組については、人口減少への対応や社会経済情勢の変化、各種取組の進捗状況を踏まえ、「2 注力する取組方向」に基づき、以下に示す視点で、効果的かつ優先順位の高い取組を選定し、資源配分の重点化を図っていきます。

- ・ 適時性…平成 31 年度に重点化しなければ時機を逸する、あるいは県民の皆さんの暮らしに影響を及ぼす取組
- ・ 有効性…経営資源を平成 31 年度に重点的に投入することで、数年以内に成果が見込まれる取組
- ・ 新規性…今までにない新たな手法、視点を取り入れるなど、これまでの取組から改善が図られている取組

3 行政運営

(行財政改革の推進)

「みえ県民カビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、県政運営の変革を促進する「第二次三重県行財政改革取組」について、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を柱として、全庁的に推進します。

「協創・現場重視の推進」では、現場インターンなどの活用により、職員の現場感覚をさらに高め、協創の推進を図ります。

「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」では、テレワークによる職員の働き方の見直しに向けた検討などを行います。また、機動的な財政運営の確保のために策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において、県有施設の見直しによる維持管理費の抑制に取り組むなど、3年間の取組の最終年度を迎えるにあたり、財政健全化に向けた道筋を確実につけるという強い使命感を持って取組を進めます。

平成31年度は「第二次三重県行財政改革取組」の最終年度であり、すべての具体的取組における目標達成に向けて全力で取り組むとともに、これまでの取組の成果・課題を検証し、次期の取組のあり方について検討します。

(予算編成の基本的な考え方)

本県の極めて硬直化した財政状況を踏まえ、三重県財政の健全化を早急に進め、持続可能な行財政運営を維持していくことをめざし、「第二次三重県行財政改革取組」に沿って取り組んできました。とりわけ、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づいて、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、歳出構造の抜本的見直しを進めてきたことにより、公債費や人件費などについて一定の成果が現れてきました。しかしながら、平成31年度当初予算に向けては、歳入面では、県税収入の伸びが一定見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費が60億円程度引き続き増加すると見込まれるなど、本県の財政状況は依然として深刻な状況にあります。

こうした中で、平成31年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けて県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針とし、本経営方針（案）を踏まえ、予算編成を行います。

平成31年度当初予算編成においては、最終年度となる「第二次三重県行財政改革取組」を着実に推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、歳出構造の抜本的見直しを引き続き進めます。また、県民

にとって必要な行政サービスを機動的に提供するため、裁量的な政策経費については、前年度と同程度の水準を維持できるよう、必要な対応を行います。

なお、来春に統一地方選挙を控えていることから、「骨格的予算」も視野に入れ、予算編成を行っていきます。

（組織機構及び職員定数調整の基本的な考え方）

限られた経営資源の中でも、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の推進とともに、社会経済情勢の変化等を踏まえた県政の諸課題に的確に対応できるよう、業務のさらなる集約化等、業務執行体制を見直し、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制を検討します。

また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制や児童相談体制について強化を図ります。

なお、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」における業務の廃止・見直し等に伴う定数については、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制の整備に活用しつつも、削減に取り組みます。

（ワーク・ライフ・マネジメントの推進）

職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立が実現できるよう、「ワーク・ライフ・マネジメント」を積極的に推進します。

特に、時間外勤務の削減、男性職員の育児参画などについては、これまでの取組により一定の成果が現れていますが、平成31年度時点の全庁目標に向けて取り組んできたことから、区切りの年度として着実に取組を進めるとともに、これまでの検証を踏まえ、今後の方向性を定めます。

また、教職員についても、子どもたちと向き合う時間を大切に、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、業務の効率化、総勤務時間縮減に努めます。具体的には、時間外労働時間の削減時間やすべての公立学校において統一して実施する項目を設定し、弾力的な勤務時間制度の活用、長時間労働者の計画的な削減、調査・会議の見直し、専門家や外部人材の活用等の取組とともに、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた取組を進めます。

(コンプライアンスの推進)

コンプライアンスの徹底については、継続して取り組んできたにも関わらず、平成 30 年度に入っても、障がい者雇用率の算定誤りなど県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生しています。事案が発生する都度、県民の信頼を裏切る事態となっていることを、全ての職員が重く受けとめる必要があります。

県民からの信頼回復に向けて、各所属でのミーティングなど職員のコンプライアンス意識の向上に引き続き取り組みます。また、今年度から新設の「コンプライアンス推進会議」により、事案が繰り返し発生する原因を組織全体として分析し、外部からの意見も伺ったうえで、改善策を取りまとめ、実施をしていきます。

特に、障がい者雇用率の算定にあたっては、調査方法を一から見直し、今後二度と誤りが発生しないよう、適正な事務手続きの徹底を図っていきます。

県行政は県民の信頼をベースに成り立っていることを肝に銘じ、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。